



69の4 - 3	<u>使用人の寄宿舍等の敷地</u>	(新設)
69の4 - 4	<u>被相続人等の居住の用に供されていた宅地等の範囲</u>	(新設)
69の4 - 5	<u>居住用建物の建築中等に相続が開始した場合</u>	(新設)
69の4 - 6	<u>店舗兼住宅等の敷地の持分の贈与について贈与税の配偶者控除等の適用を受けたものの居住の用に供されていた部分の範囲</u>	(新設)
69の4 - 7	<u>「国が設置する郵便局以外の郵便局」の意義</u>	(新設)
69の4 - 8	<u>国の事業の用に供されている宅地等の範囲</u>	(新設)
69の4 - 9	<u>1棟の建物の範囲</u>	(新設)
69の4 - 10	<u>選択特例対象宅地等のうちに特定事業用等宅地等及び特定居住用等宅地等がある場合の限度面積要件</u>	(新設)
69の4 - 11	<u>限度面積要件を満たさない場合</u>	(新設)
69の4 - 12	<u>不動産貸付業等の範囲</u>	(新設)
69の4 - 13	<u>下宿等</u>	(新設)
69の4 - 14	<u>宅地等を取得した親族が申告期限までに死亡した場合</u>	(新設)
69の4 - 15	<u>申告期限までに転業又は廃業があった場合</u>	(新設)
69の4 - 16	<u>災害のため事業が休止された場合</u>	(新設)
69の4 - 17	<u>申告期限までに宅地等の一部の譲渡又は貸付けがあった場合</u>	(新設)
69の4 - 18	<u>申告期限までに事業用建物等を建て替えた場合</u>	(新設)
69の4 - 19	<u>宅地等を取得した親族が事業主となっていない場合</u>	(新設)
69の4 - 20	<u>1棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうち特定居住用宅地等に該当する部分の範囲</u>	(新設)
69の4 - 21	<u>被相続人の居住用家屋に居住していた者の範囲</u>	(新設)
69の4 - 22	<u>「その者の配偶者」の意義</u>	(新設)
69の4 - 23	<u>法人の事業の用に供されていた宅地等の範囲</u>	(新設)
69の4 - 24	<u>法人の社宅等の敷地</u>	(新設)
69の4 - 25	<u>共同相続人等が特例対象宅地等の分割前に死亡している場合</u>	(新設)
69の4 - 26	<u>申告書の提出期限後に分割された特例対象宅地等について特例の適用を受ける場合</u>	(新設)

改 正 後	改 正 前
[ 措置法第69条の5 ((特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例))関係 ]	(新設)
69の5 - 1 特例対象株式等に係る法人が2以上ある場合の特定同族会社株式等	(新設)
69の5 - 2 議決権に制限のある株式等	(新設)
69の5 - 3 議決権に制限のある株式等がある場合の特定同族会社株式等の判定	(新設)
69の5 - 4 特定株式の1株当たりの時価又は特定出資の1口当たりの時価の算定	(新設)
69の5 - 5 特定株式又は特定出資に係る法人が2以上ある場合の10億円未満の判定	(新設)
69の5 - 6 自己株式等を有している場合の10億円未満の判定	(新設)
69の5 - 7 払戻請求権がある場合の10億円未満の判定	(新設)
69の5 - 8 措置法令第40条の2の2第4項の要件を満たす特定株式又は特定出資	(新設)
69の5 - 9 特定森林施業計画対象山林である特定事業用資産	(新設)
69の5 - 10 共同で市町村長等の認定を受けていた森林施業計画	(新設)
69の5 - 11 特定森林施業計画対象山林を取得した被相続人の親族が他の個人又は法人と共同で施業している場合の特定事業用資産に該当する部分	(新設)
69の5 - 12 相続開始の時から申告期限までの間に一時的に森林施業計画が存	(新設)

在しない場合の特定事業用資産相続人等の判定

69の5 - 13 共同相続人等が特定事業用資産の分割前に死亡している場合 (新設)

69の5 - 14 申告書の提出期限後に分割された特定事業用資産について特例の適用を受ける場合 (新設)

69の5 - 15 申告書の提出期限から3年以内に特定事業用資産の特例及び小規模宅地等の特例に係る遺産が分割できない場合の承認申請 (新設)

[ 措置法第70条第1項((国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等))関係 ] (新設)

70 - 1 - 1 日本道路公団等の公法人に対する贈与 (新設)

70 - 1 - 2 後援会等に対する贈与 (新設)

70 - 1 - 3 公益法人設立のための財産の提供 (新設)

70 - 1 - 4 特定非営利活動法人に対する贈与 (新設)

70 - 1 - 5 「相続又は遺贈により取得した財産」の範囲 (新設)

70 - 1 - 6 相続財産たる家屋の火災保険金等 (新設)

70 - 1 - 7 相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない価額 (新設)

70 - 1 - 8 相続又は遺贈により取得した財産を著しく低い価額で国等に譲渡 (新設)

した場合

70 - 1 - 9 香典返しに代えてする贈与 (新設)

70 - 1 - 10 被相続人の意思に基づいてする財産の贈与 (新設)

70 - 1 - 11 「負担が不当に減少する結果となると認められる」場合 (新設)

70 - 1 - 12 相続税の非課税規定に該当しないものについて証明書の提出があ (新設)

った場合

70 - 1 - 13 「公益を目的とする事業の用に供する」ことの意義 (新設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>70 - 1 - 14 「同日においてなおその公益を目的とする事業の用に供していない場合」の意義</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>[ 措置法第70条第3項((特定公益信託の信託財産として相続財産に属する金銭を支出した場合の相続税の非課税))関係 ]</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>70 - 3 - 1 保険金又は退職手当金等</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>70 - 3 - 2 「相続又は遺贈により取得した財産に属する金銭」の範囲</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>70 - 3 - 3 相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない金銭の額</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>70 - 3 - 4 措置法第70条第1項の規定の取扱いの準用</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>[ 措置法第70条の3 ((住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例))関係 ]</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>70の3 - 1 居住の用に供したとき等</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>70の3 - 2 住宅用家屋の新築等とともに取得するその敷地の用に供されている土地等</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>70の3 - 3 父等の範囲</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>70の3 - 4 床面積の意義</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>70の3 - 5 店舗兼住宅等の場合の床面積基準の判定</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>70の3 - 6 定期借地権等の設定に際し保証金等の支払いがある場合</u></p>	<p>(新設)</p>

- 70の3 - 7 住宅用家屋の取得の意義 (新設)
- 70の3 - 8 措置法第35条第1項に規定する居住用財産の譲渡がある場合の所得要件 (新設)
- 70の3 - 9 「その者の配偶者」の意義 (新設)
- 70の3 - 10 住宅取得資金を贈与により取得した日前5年以内に居住の用に供されていた家屋を滅失させた場合 (新設)
- 70の3 - 11 住宅取得資金を贈与により取得した日前5年以内に居住の用に供されていた家屋等を贈与又は特殊関係者に譲渡した場合 (新設)
- 70の3 - 12 特殊関係者に対する譲渡の判定時期 (新設)
- 70の3 - 13 同居の親族 (新設)
- 70の3 - 14 「個人から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの」の意義 (新設)
- 70の3 - 15 住宅取得資金の贈与を受けた日前5年以内に居住の用に供されていた家屋等の全部又は一部をその贈与を受けた年の翌年に譲渡した場合の所得要件 (新設)
- 70の3 - 16 店舗兼住宅の場合の増改築等の工事に要した費用の額の判定 (新設)
- 70の3 - 17 国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類 (新設)
- 70の3 - 18 住宅取得資金を贈与により取得した日前5年以内に居住の用に供されていたすべての家屋等をその贈与を受けた年の翌年の12月31日までに譲渡していない場合等の修正申告等に係る延滞税 (新設)

[ 措置法第70条の4 ((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予))関係 ]

- 70の4 - 1 農地又は採草放牧地の意義
- 70の4 - 2 特定市街化区域農地等の範囲

- (新設)
- [ 法第70条の4 ((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予))関係 ]

- 1 農地又は採草放牧地の意義
- 1の2 特定市街化区域農地等の範囲

改 正 後	改 正 前
70の4 - 3 生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地	1の3 生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地
70の4 - 4 生産緑地法第10条又は第15条第1項の規定による買取りの申出がされたもの	1の4 生産緑地法第10条又は第15条第1項の規定による買取りの申出がされたもの
70の4 - 5 立毛、果樹等	2 立毛、果樹等
70の4 - 6 農業を営む個人等	3 農業を営む個人等
70の4 - 7 贈与者が贈与の日まで農業を営んでいない場合の取扱い	4 贈与者が贈与の日まで農業を営んでいない場合の取扱い
70の4 - 8 農地等の贈与の日	5 農地等の贈与の日
70の4 - 9 推定相続人の範囲	6 推定相続人の範囲
70の4 - 10 推定相続人に該当することを証する書類	7 推定相続人に該当することを証する書類
70の4 - 11 3年以上農業に従事していたこと	8 3年以上農業に従事していたこと
70の4 - 12 贈与者の農業の用に供している農地又は採草放牧地	9 贈与者の農業の用に供している農地
70の4 - 13 請負耕作に係る農地	10 請負耕作に係る農地
70の4 - 14 農地又は採草放牧地の上に存する権利の贈与	11 農地又は採草放牧地の上に存する権利の贈与
70の4 - 15 農地等以外の農業用財産等	12 農地等以外の農業用財産等
70の4 - 16 担保の提供等	13 担保の提供等
70の4 - 17 贈与税の額に相当する担保	14 贈与税の額に相当する担保
70の4 - 18 修正申告等に係る贈与税額の納税猶予	15 修正申告等に係る贈与税額の納税猶予
70の4 - 19 農地等の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合	16 農地等の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合
70の4 - 20 農地等の受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合	17 農地等の受贈者が贈与税の申告期限前に死亡した場合
70の4 - 21 申告書の提出前に農地等の譲渡等があった場合	18 申告書の提出前に農地等の譲渡等があった場合
70の4 - 22 申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があった場合	18の2 申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があった場合
70の4 - 23 譲渡の時期	19 譲渡の時期
70の4 - 24 使用人の範囲	20 使用人の範囲
70の4 - 25 国又は地方公共団体地等の行う事業のため特例適用農地等が一時的に農業の用に供されなくなった場合	(新設)

70の4 - 26 譲渡等をした特例適用農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算

70の4 - 27 100分の20の計算から除外される耕作又は養畜の事業に係る施設

70の4 - 28 100分の20の計算から除外される作業場の敷地等に転用された特例適用農地等

70の4 - 29 農業生産法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算

70の4 - 30 100分の20の計算から除外される収用交換等による譲渡等があった場合

70の4 - 31 買取りの申出等があった場合

70の4 - 32 申告期限後10年経過日において納税猶予の期限が確定する準農地から除かれる転用

70の4 - 33 交換又は換地処分により農地又は採草放牧地を取得した場合

70の4 - 34 推定相続人に該当しないこととなった場合

70の4 - 35 受贈者が納税猶予の適用をやめる場合の期限

70の4 - 36 増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ

70の4 - 37 納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算

70の4 - 38 使用貸借による権利の設定の日

70の4 - 39 使用貸借による権利の設定に関する届出書

70の4 - 40 使用貸借による権利の設定をしなければならないこととされている特例適用農地等の範囲

70の4 - 41 推定相続人に該当することを証する書類

70の4 - 42 推定相続人が3年以上農業に従事していたこと

70の4 - 43 措置法第70条の4第5項の適用を受けた場合における農地等以外の農業用財産等

70の4 - 44 措置法第70条の4第5項の使用貸借による権利の設定があった場

21 譲渡等をした特例適用農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算

22 100分の20の計算から除外される耕作又は養畜の事業に係る施設

23 100分の20の計算から除外される作業場の敷地等に転用された特例適用農地等

24 農業生産法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算

25 100分の20の計算から除外される収用交換等による譲渡等があった場合

25の2 買取りの申出等があった場合

26 申告期限後10年経過日において納税猶予の期限が確定する準農地から除かれる転用

27 交換又は換地処分により農地又は採草放牧地を取得した場合

28 推定相続人に該当しないこととなった場合

29 受贈者が納税猶予の適用をやめる場合の期限

30 増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ

31 納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の贈与税の額の計算

31の2 使用貸借による権利の設定の日

31の3 使用貸借による権利の設定に関する届出書

31の4 使用貸借による権利の設定をしなければならないこととされている特例適用農地等の範囲

31の5 推定相続人に該当することを証する書類

31の6 推定相続人が3年以上農業に従事していたこと

31の7 法第70条の4第5項の適用を受けた場合における農地等以外の農業用財産等

31の8 法第70条の4第5項の使用貸借による権利の設定があった場合の同条

改 正 後	改 正 前
<p>合の同条第1項の担保</p> <p><u>70の4 - 45</u> 使用貸借による権利が設定されている特別適用農地等の譲渡等に 伴う当該権利の消滅</p> <p><u>70の4 - 46</u> 使用貸借による権利の譲渡又は消滅の対価</p> <p><u>70の4 - 47</u> 措置法第70条の4第5項の適用を受けた特例適用農地等の買換え があった場合</p> <p><u>70の4 - 48</u> 措置法第70条の4第5項の適用を受けた特定農地等の買換えがあ った場合</p> <p><u>70の4 - 49</u> 措置法第70条の4第5項の適用を受けた特例適用農地等又は特定 農地等の買換えがあった場合に提出する書類</p> <p><u>70の4 - 50</u> 被設定者による転用</p> <p><u>70の4 - 51</u> 被設定者が農業経営の廃止をし受贈者が再び農業経営の開始をし た場合</p> <p><u>70の4 - 52</u> 他の推定相続人の範囲</p> <p><u>70の4 - 53</u> 他の推定相続人等に該当することを証する書類</p> <p><u>70の4 - 54</u> 第12項各号に掲げる要件に準ずる要件</p> <p><u>70の4 - 55</u> 受贈者の推定相続人に該当しないこととなった場合</p> <p><u>70の4 - 56</u> 貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地</p> <p><u>70の4 - 57</u> 貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出の要件</p> <p><u>70の4 - 58</u> 賃借権等の設定の日</p> <p><u>70の4 - 59</u> 貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出書</p> <p><u>70の4 - 60</u> 措置法第70条の4第7項の賃借権等の設定があった場合の同条第 1項の担保</p> <p><u>70の4 - 61</u> 貸付特例適用農地等に係る納税猶予期限が確定する場合</p> <p><u>70の4 - 62</u> 借受代替農地等が農業の用に供されていない場合等の100分の80</p>	<p>第1項の担保</p> <p><u>31の9</u> 使用貸借による権利が設定されている特別適用農地等の譲渡等に伴う 当該権利の消滅</p> <p><u>31の10</u> 使用貸借による権利の譲渡又は消滅の対価</p> <p><u>31の11</u> 法第70条の4第5項の適用を受けた特例適用農地等の買換えがあつた 場合</p> <p><u>31の11の2</u> 法第70条の4第5項の適用を受けた特定農地等の買換えがあつた 場合</p> <p><u>31の12</u> 法第70条の4第5項の適用を受けた特例適用農地等又は特定農地等の 買換えがあつた場合に提出する書類</p> <p><u>31の13</u> 被設定者による転用</p> <p><u>31の14</u> 被設定者が農業経営の廃止をし受贈者が再び農業経営の開始をした場 合</p> <p><u>31の15</u> 他の推定相続人の範囲</p> <p><u>31の16</u> 他の推定相続人等に該当することを証する書類</p> <p><u>31の17</u> 第12項各号に掲げる要件に準ずる要件</p> <p><u>31の18</u> 受贈者の推定相続人に該当しないこととなった場合</p> <p><u>32</u> 貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地</p> <p><u>32の2</u> 貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出の要件</p> <p><u>32の3</u> 賃借権等の設定の日</p> <p><u>32の4</u> 貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出書</p> <p><u>32の5</u> 法第70条の4第7項の賃借権等の設定があつた場合の同条第1項の担 保</p> <p><u>32の6</u> 貸付特例適用農地等に係る納税猶予期限が確定する場合</p> <p><u>32の7</u> 借受代替農地等が農業の用に供されていない場合等の100分の80の計</p>

の計算の基礎

- 70の4 - 63 借受代替農地等の面積が貸付特例適用農地等の面積の100分の80未満とならない場合
- 70の4 - 64 貸付特例適用農地等の全部又は一部に係る賃借権等の解約が行われた場合
- 70の4 - 65 貸付特例適用農地等が農業の用に供されていない場合
- 70の4 - 66 貸付特例適用農地等に係る継続届出書の提出期間
- 70の4 - 67 譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合
- 70の4 - 68 対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合
- 70の4 - 69 仲介料、登記費用等の費用
- 70の4 - 70 農地又は採草放牧地と同時に農地又は採草放牧地以外の財産を取得した場合
- 70の4 - 71 譲渡等の対価の額を超過する農地又は採草放牧地の取得があった場合
- 70の4 - 72 継続届出書の提出期間
- 70の4 - 73 一時的道路用地等として貸付けの対象となる特例適用農地等の範囲
- 70の4 - 74 主務大臣の認定を要しない事業
- 70の4 - 75 一時的道路用地等としての貸付先
- 70の4 - 76 措置法第70条の4第15項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保
- 70の4 - 77 一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間
- 70の4 - 78 貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途
- 70の4 - 79 貸付期限到来前に贈与者等が死亡した場合
- 70の4 - 80 一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について贈与税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額

算の基礎

- 32の8 借受代替農地等の面積が貸付特例適用農地等の面積の100分の80未満とならない場合)
- 32の9 貸付特例適用農地等の全部又は一部に係る賃借権等の解約が行われた場合
- 32の10 貸付特例適用農地等が農業の用に供されていない場合
- 32の11 貸付特例適用農地等に係る継続届出書の提出期間
- 33 譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合
- 34 対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合
- 35 仲介料、登記費用等の費用
- 36 農地又は採草放牧地と同時に農地又は採草放牧地以外の財産を取得した場合
- 37 譲渡等の対価の額を超過する農地又は採草放牧地の取得があった場合
- 38 継続届出書の提出期間
- 39 一時的道路用地等として貸付けの対象となる特例適用農地等の範囲
- 39の2 主務大臣の認定を要しない事業
- 39の3 一時的道路用地等としての貸付先
- 39の4 法第70条の4第15項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保
- 39の5 一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間
- 39の6 貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途
- 39の7 貸付期限到来前に贈与者等が死亡した場合  
(新設)

改 正 後	改 正 前
<p>[ 措置法第70条の5 ((農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)関係)]</p> <p><u>70の5 - 1</u> 贈与者の死亡の日前3年以内に贈与を受けた農地等</p> <p><u>70の5 - 2</u> 当該農地等</p> <p><u>70の5 - 3</u> 一時的道路用地等の用に供されている特例適用農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額</p> <p><u>70の5 - 4</u> 買換えの承認に係る特例適用農地等</p> <p><u>70の5 - 5</u> 措置法第70条の4第19項の規定による承認に係る特定農地等</p>	<p>[ 法第70条の5 ((農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例)関係)]</p> <p><u>40</u> 贈与者の死亡の日前3年以内に贈与を受けた農地等</p> <p><u>40の2</u> 当該農地等</p> <p><u>40の3</u> 一時的道路用地等の用に供されている特例適用農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額</p> <p><u>41</u> 買換えの承認に係る特例適用農地等</p> <p><u>41の2</u> 法第70条の4第19項の規定による承認に係る特定農地等</p>
<p>[ 措置法第70条の6 ((農地等についての相続税の納税猶予等)関係)]</p> <p><u>70の6 - 1</u> 農地又は採草放牧地の意義</p> <p><u>70の6 - 2</u> 措置法第70条の5の適用を受ける特例適用農地等のうち法第70条の6第1項の農地等に含まれないもの</p> <p><u>70の6 - 3</u> 立毛、果樹等</p> <p><u>70の6 - 4</u> 農業を営んでいた個人</p> <p><u>70の6 - 5</u> 農業を営んでいた個人の範囲</p> <p><u>70の6 - 6</u> 被相続人が死亡の日まで農業を営んでいない場合の取扱い</p> <p><u>70の6 - 7</u> 相続人として取り扱う相続放棄者</p>	<p>[ 法第70条の6 ((農地等についての相続税の納税猶予等)関係)]</p> <p><u>42</u> 農地又は採草放牧地の意義</p> <p><u>42の2</u> 法第70条の5の適用を受ける特例適用農地等のうち法第70条の6第1項の農地等に含まれないもの</p> <p><u>43</u> 立毛、果樹等</p> <p><u>44</u> 農業を営んでいた個人</p> <p><u>45</u> 農業を営んでいた個人の範囲</p> <p><u>46</u> 被相続人が死亡の日まで農業を営んでいない場合の取扱い</p> <p><u>47</u> 相続人として取り扱う相続放棄者</p>

70の6 - 8 農業経営を行う者

70の6 - 9 未成年者に係る農業の廃止

70の6 - 10 住居又は生計を異にする未成年者

70の6 - 11 代償分割により取得した農地等についての納税猶予の不適用

70の6 - 12 相続税の納税猶予が受けられる農地等

70の6 - 13 被相続人の農業の用に供されていた農地又は採草放牧地

70の6 - 14 受贈者の死亡後に取得した農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用

70の6 - 15 受贈者の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用

70の6 - 16 担保の提供等

70の6 - 17 相続税の額に相当する担保

70の6 - 18 修正申告等に係る相続税額の納税猶予

70の6 - 19 農地等の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合における贈与税の納税猶予の適用

70の6 - 20 第2次農業相続人がある場合の第1次農業相続人に係る相続税の納税猶予の適用要件

70の6 - 21 特例農地等の一部につき生前一括贈与があった場合

70の6 - 22 申告書の提出前に農地等の譲渡等をした場合

70の6 - 23 申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があった場合

70の6 - 24 譲渡の時期

70の6 - 25 使用人の範囲

70の6 - 26 国又は地方公共団体の行う事業のため特例農地等が一時的に農業の用に供されなくなった場合

70の6 - 27 譲渡等をした特例農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算

70の6 - 28 100分の20の計算から除外される耕作又は養畜の事業に係る施設

48 農業経営を行う者

49 未成年者に係る農業の廃止

50 住居又は生計を異にする未成年者

51 代償分割により取得した農地等についての納税猶予の不適用

52 相続税の納税猶予が受けられる農地等

53 被相続人の農業の用に供されていた農地又は採草放牧地

54 受贈者の死亡後に取得した農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用

54の2 受贈者の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用

55 担保の提供等

56 相続税の額に相当する担保

57 修正申告等に係る相続税額の納税猶予

58 農地等の贈与者が贈与税の申告期限前に死亡した場合における贈与税の納税猶予の適用

59 第2次農業相続人がある場合の第1次農業相続人に係る相続税の納税猶予の適用要件

60 特例農地等の一部につき生前一括贈与があった場合

61 申告書の提出前に農地等の譲渡等をした場合

61の2 申告書の提出前に農地等の買取りの申出等があった場合

62 譲渡の時期

63 使用人の範囲  
(新設)

64 譲渡等をした特例農地等の面積が100分の20を超えるかどうかの計算

65 100分の20の計算から除外される耕作又は養畜の事業に係る施設

改 正 後	改 正 前
70の6 - 29 100分の20の計算から除外される作業場の敷地等に転用された特例農地等	66 100分の20の計算から除外される作業場の敷地等に転用された特例農地等
70の6 - 30 農業生産法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算	67 農業生産法人の常時従事者に該当しなくなった場合などの100分の20の計算
70の6 - 31 100分の20の計算から除外される収用交換等による譲渡等があった場合	68 100分の20の計算から除外される収用交換等による譲渡等があった場合
70の6 - 32 買取りの申出等があった場合	68の2 買取りの申出等があった場合
70の6 - 33 申告期限後10年経過日において納税猶予の期限が確定する準農地から除かれる転用	69 申告期限後10年経過日において納税猶予の期限が確定する準農地から除かれる転用
70の6 - 34 交換又は換地処分により農地又は採草放牧地を取得した場合	70 交換又は換地処分により農地又は採草放牧地を取得した場合
70の6 - 35 税額計算上の端数処理等	71 税額計算上の端数処理等
70の6 - 36 被相続人の配偶者が農業相続人でない場合の配偶者の税額軽減額の計算	72 被相続人の配偶者が農業相続人でない場合の配偶者の税額軽減額の計算
70の6 - 37 納付すべき相続税額が算出されない配偶者についての納税猶予の適用	73 納付すべき相続税額が算出されない配偶者についての納税猶予の適用
70の6 - 38 相次相続控除の算式	74 相次相続控除の算式
70の6 - 39 増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ	75 増担保命令等に応じない場合の納税猶予の期限の繰上げ
70の6 - 40 相続税の納税猶予期限	75の2 相続税の納税猶予期限
70の6 - 41 納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税の額の計算	76 納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税の額の計算
70の6 - 42 使用貸借による権利が設定されている特例農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅	76の2 使用貸借による権利が設定されている特例農地等の譲渡等に伴う当該権利の消滅
70の6 - 43 特例農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡又は消滅の対価	76の3 特例農地等に設定されている使用貸借による権利の譲渡又は消滅の対価
70の6 - 44 被設定者に対し使用貸借による権利が設定されている特例農地等	76の4 被設定者に対し使用貸借による権利が設定されている特例農地等の買

の買換えがあった場合

70の6 - 45 被設定者に対し使用貸借による権利が設定されている特定農地等の買換えがあった場合

70の6 - 46 被設定者に対し使用貸借による権利が設定されている特例農地等又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類

70の6 - 47 相続税の納税猶予の場合の被設定者による転用

70の6 - 48 被設定者が農業経営の廃止をし農業相続人が農業経営の開始をした場合

70の6 - 49 農業相続人の他の推定相続人の範囲

70の6 - 50 前条第12項各号に掲げる要件に準ずる要件

70の6 - 51 農業相続人の推定相続人に該当しないこととなった場合

70の6 - 52 貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地

70の6 - 53 貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出の要件

70の6 - 54 賃借権等の設定の日

70の6 - 55 貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出書

70の6 - 56 措置法第70条の6第10項の賃借権等の設定があった場合の同条第1項の担保

70の6 - 57 貸付特例適用農地等に係る納税猶予期限が確定する場合

70の6 - 58 借受代替農地等が農業の用に供されていない場合等の100分の80の計算の基礎

70の6 - 59 借受代替農地等の面積が貸付特例適用農地等の面積の100分の80未満とならない場合

70の6 - 60 貸付特例適用農地等の全部又は一部に係る賃借権等の解約が行われた場合

70の6 - 61 貸付特例適用農地等が農業の用に供されていない場合

70の6 - 62 貸付特例適用農地等に係る継続届出書の提出期間

70の6 - 63 特例農地等又は特定農地等の買換えについての措置法第70条の4

換えがあった場合

76の4の2 被設定者に対し使用貸借による権利が設定されている特定農地等の買換えがあった場合

76の5 被設定者に対し使用貸借による権利が設定されている特例農地等又は特定農地等の買換えがあった場合に提出する書類

76の6 相続税の納税猶予の場合の被設定者による転用

76の7 被設定者が農業経営の廃止をし農業相続人が農業経営の開始をした場合

76の8 農業相続人の他の推定相続人の範囲

76の9 前条第12項各号に掲げる要件に準ずる要件

76の10 農業相続人の推定相続人に該当しないこととなった場合

77 貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地

77の2 貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出の要件

77の3 賃借権等の設定の日

77の4 貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出書

77の5 法第70条の6第10項の賃借権等の設定があった場合の同条第1項の担保

77の6 貸付特例適用農地等に係る納税猶予期限が確定する場合

77の7 借受代替農地等が農業の用に供されていない場合等の100分の80の計算の基礎

77の8 借受代替農地等の面積が貸付特例適用農地等の面積の100分の80未満とならない場合

77の9 貸付特例適用農地等の全部又は一部に係る賃借権等の解約が行われた場合

77の10 貸付特例適用農地等が農業の用に供されていない場合

77の11 貸付特例適用農地等に係る継続届出書の提出期間

78 特例農地等又は特定農地等の買換えについての法第70条の4第14項又は第

改 正 後	改 正 前
<p>第14項又は第19項の取扱いの準用</p> <p><u>70の6 - 64</u> 農業相続人の死亡後に取得した農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用</p> <p><u>70の6 - 65</u> 農業相続人の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用</p> <p><u>70の6 - 66</u> 一時的道路用地等の対象となる特例農地等の範囲</p> <p><u>70の6 - 67</u> 一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額</p> <p><u>70の6 - 68</u> 主務大臣の認定を要しない事業</p> <p><u>70の6 - 69</u> 一時的道路用地等としての貸付先</p> <p><u>70の6 - 70</u> 措置法第70条の6第20項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保</p> <p><u>70の6 - 71</u> 一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間</p> <p><u>70の6 - 72</u> 貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途</p> <p><u>70の6 - 73</u> 貸付期限到来前に農業相続人が死亡した場合</p> <p><u>70の6 - 74</u> 継続届出書の提出期間</p> <p><u>70の6 - 75</u> 都市営農農地等を有する農業相続人</p> <p><u>70の6 - 76</u> 特例農地等の全部を担保に提供した場合</p> <p><u>70の6 - 77</u> 特例農地等の全部担保の要件に該当しなくなった場合の継続届出書の提出</p> <p><u>70の6 - 78</u> 都市営農農地等を有する者となった場合の継続届出書の提出</p> <p><u>70の6 - 79</u> 昭和50年改正前の措置法第70条の4の規定による贈与税の納期限延長についての取扱い</p> <p><u>70の6 - 80</u> 平成3年改正前の措置法第70条の4及び平成3年改正前の措置法第70条の6の規定による贈与税及び相続税の納税猶予についての取</p>	<p>19項の取扱いの準用</p> <p><u>79</u> 農業相続人の死亡後に取得した農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用</p> <p><u>79の2</u> 農業相続人の死亡後に取得した又は都市営農農地等に該当することとなった農地又は採草放牧地についての納税猶予の適用</p> <p><u>80</u> 一時的道路用地等の対象となる特例農地等の範囲</p> <p><u>80の2</u> 一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべき価額</p> <p><u>80の3</u> 主務大臣の認定を要しない事業</p> <p><u>80の4</u> 一時的道路用地等としての貸付先</p> <p><u>80の5</u> 法第70条の6第20項の地上権等の設定があった場合の同条第1項の担保</p> <p><u>80の6</u> 一時的道路用地等に係る継続貸付届出書の提出期間</p> <p><u>80の7</u> 貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途</p> <p><u>80の8</u> 貸付期限到来前に農業相続人が死亡した場合</p> <p><u>81</u> 継続届出書の提出期間</p> <p><u>81の2</u> 都市営農農地等を有する農業相続人</p> <p><u>82</u> 特例農地等の全部を担保に提供した場合</p> <p><u>83</u> 特例農地等の全部担保の要件に該当しなくなった場合の継続届出書の提出</p> <p><u>83の2</u> 都市営農農地等を有する者となった場合の継続届出書の提出</p> <p><u>84</u> 昭和50年改正前の法第70条の4の規定による贈与税の納期限延長についての取扱い</p> <p><u>84の2</u> 平成3年改正前の法第70条の4及び平成3年改正前の法第70条の6の規定による贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い</p>

扱い

70の6 - 81 平成7年改正前の措置法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予についての取扱い

70の6 - 82 平成14年改正前の措置法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予についての取扱い

70の6 - 83 既往通達の廃止

84の3 平成7年改正前の法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予についての取扱い

(新設)

85 既往通達の廃止